

東社協福祉施設経営相談室だより No.166(全2枚)

令和5年12月18日(11月21日の加筆修正版)

◆◆◆コンテンツ◆◆◆

- 1 令和5年東京都人事委員会勧告に伴う令和6年度版「東社協参考人事給与制度」の主な内容
- 2 福祉貸付事業における融資限度額の計算方法の見直しについて (WAM)
- 3 介護施設等における認知症の方に配慮した感染防止対策の工夫集 (厚労省)



※ **注釈(赤字下線部)**を追加していますので、**ご覧ください。**

1 令和5年東京都人事委員会勧告に伴う令和6年度版「東社協参考人事給与制度」の主な内容

(1) 令和5年【東京都】人事委員会勧告の内容(令和5年10月)

例月給、特別給ともに2年連続の引上げ改定

- ① 例月給
 - ・ 公民較差(3,569円、0.88%)解消のため、給料表を引上げ改定
 - ・ 初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引上げ改定
- ② 特別給(賞与)
 - ・ 年間支給月数を0.10月分(4.55月→4.65月)引上げ、勤勉手当に配分
- ③ 実施時期
 - ・ 給料表の改定は、令和5年4月に遡及して実施
 - ・ 特別給の引上げは、令和5年12月支給の期末・勤勉手当から実施

[参考] 東京都での賞与支給月数

	令和5年東京都人事委員会勧告		
	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.2	1.075	2.275
12月	1.2	1.175	2.375
計	2.4	2.25	4.65

	令和6年の賞与支給月数		
	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.2	1.125	2.325
12月	1.2	1.125	2.325
計	2.4	2.25	4.65

※令和5年の人事委員会勧告では、令和5年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.175月分とし(0.1月分引き上げ)、勤勉手当の年間支給月数を2.25月分とすることを示しています。

※ただし、東京都では賞与のうち、勤勉手当において成績率を導入しており、業績評価における評価によって支給月数が異なります。

上記の令和5年東京都人事委員会勧告を準用して、令和6年度版「東社協参考人事給与制度」は下記の通りとなります。

(2) 令和6年度版「東社協参考人事給与制度」

- ① 給料月額改定に伴う、東社協参考給料表の改定
- ② 東社協の独自の基準による1級(A~C表)の存置(平成22年度版より実施)
- ③ 東社協の独自の基準による4級(A~C表)[管理職]・5級(A表)[施設長]の存置(平成27年度版より実施)

※ 東社協参考給料表において、法人の所定内手当（職務手当など）の金額や、所定労働時間等によっては、一部、最低賃金を満たさない号給があり得ます。最低賃金を満たしていない場合の対応としては、「〇―〇を大卒初任給として適用する場合は表の額によらず〇円とする」などと規定することや、適用号給を変えるなどにより、最低賃金を満たす必要があります。また、必要に応じて、昨年度の採用者等には、特別昇給を行う等により、給与のバランスを整えることを検討することが考えられます。

【最低賃金を上回っているかどうか確認する方法（厚生労働省ホームページ）】

https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/ki_junkkyoku/minimum/minimum-13.htm

※ 〔行政職給料表（一）旧3級相当の130～141号・旧4級相当の98～125号、医療職給料表（二）旧3級相当の126～133号〕を、よりシンプルでわかりやすいものとするため、これまでの東京都の制度改正前の東京都職員給料表（平成26年度東京都職員給料表）をベースにした計算から、当該年度の賃金カーブに沿って前号給から一定額を上乗せする方式に変更しました。これにより、A表5級（施設長級）109号給は前年度と同額、110号給以降は、前年度と比べてマイナスとなっています。また、A表1級（一般初級）102号給以降）においては、昨年度と賃金が同額となっています。令和5年度と比べて賃金を下げないあるいは賃金を上げる場合は、当該部分について前年度給与表を適用するか、直近上位の号給を使用することが考えられます。法人でご検討ください。

≪参照先≫ 東社協ホームページ > 事業案内 > 経営相談事業／経営支援事業

令和6年度版 東社協参考人事給与制度 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#kyuryo>

※ 平成31年度より、ホームページの掲載のみとしております。

2 福祉貸付事業における融資限度額の計算方法の見直しについて（WAM）

独立行政法人福祉医療機構（WAM）は、昨今の原油価格や物価の上昇の影響により建築資材等が高騰し、施設整備等にかかる費用が増加している背景を鑑み、「福祉貸付事業における融資限度額の計算方法を変更しました。

≪参照先≫ WAM <https://www.wam.go.jp/hp/tabid-151/>

3 介護施設等における認知症の方に配慮した感染防止対策の工夫事例集（厚労省）

介護施設等で認知症の方に安心・安全に生活していただくための感染防止対策として現場で試みられている工夫が掲載されており、高齢分野以外も参考になります。令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策の手引き等に関する調査研究」を実施したものです。

≪参照先≫ 「介護施設等における認知症者に配慮した感染防止策の工夫事例」（日本総合研究所）

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/2304_mhlwkrouken_report7_01.pdf

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp 専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>（東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから）

